

令和 7 年 3 月議会定例会 会議録

公立岩瀬病院企業団

令和7年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

令和7年3月28日（金曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第4 議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第3号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

第6 議案第4号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第7 議案第5号 令和7年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算

第8 議員提出議案第1号 公立岩瀬病院企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

出席議員（10名）

1 番 菊地大介 2 番 馬場吉信 3 番 安藤礼子 4 番 斉藤秀幸 5 番 林 芳子
6 番 大柿貞夫 7 番 古川達也 8 番 柏村修吾 9 番 小林政次 10 番 深谷政憲

遅参通告議員 なし

欠席議員 なし

説明のため出席した者

企業長	石堂伸二	院長	土屋貴男
副院長兼看護部長	伊藤恵美	事務長	塩田 卓
事務次長兼医事課長	有賀直明	総務課長	續橋彰夫

午後2時00分 開会

○議長（深谷政憲）

皆さん、こんにちは。

ただ今より令和7年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。

印刷の上、お手元に配付しました資料を持ちまして、報告にかえさせていただきます。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、5番林芳子議員、6番大柿貞夫議員、7番古川達也議員を指名いたします。

日程第3、議案第1号から日程第7、議案第5号を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

企業長。

○企業長（石堂伸二）

本日ここに、令和7年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集されましたとこ

ろ、議員の皆様方には、年度末の何かとご多用のところご参集をいただき、誠にありがとうございます。

また、本年度賜りましたご指導、ご支援に対しましてこの場をお借りして改めまして御礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、ただ今一括議題となりました議案5件につきまして、ご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ち、12月議会定例会以降の主な病院事業の概要についてご報告申し上げます。

はじめに、寄附講座設置を含めた新年度の医師体制についてであります。

寄附講座の設置につきましては、先月、福島県立医科大学の役員会におきまして決定されましたので、本年4月に開設する運びとなったところであります。

当該講座におきましては、医師4名体制で、うち3名が当院で勤務する計画であります。新年度当初の体制といたしましては、県立医科大学で勤務する教授職の指導医1名と、当院に常勤で勤務する総合診療科医師1名の2名体制でスタートする予定であります。

新年度後半には新たに当院で勤務する教授職の指導医1名が着任する予定であり、残り1名の医師の確保についても、県立医科大学と連携を図りながら、早期に確保できるよう協議を進めていく考えであります。

また、県立医科大学での人事異動などによりまして、4月の段階では外科が1名の減員となりますが、寄附講座開設による総合診療科医師1名の増員のほか、当院独自の医師招聘の一環として、救急総合内科医師1名の着任が決定しており、常勤医師は全体で1名の増員となります。

さらには、主に内科の診療に従事する医師1名と、乳腺外科医師1名についても、6月からの着任に向けて調整しているほか、当院での勤務を希望する医師との面談を進めている案件もあるなど、今後も医師確保に向けた取り組みを継続しながら診療体制の充実を図っていく考えであります。

次に、新年度の卒後初期臨床研修医につきましては、定員4名に対し、3名がマッチング制度により決定し、残りの1名も2次募集により決定したため、4月からは定員どおりの4名の研修医を迎える見込みであります。

引き続き、県立医科大学の各講座への定期的な訪問をはじめ、当院を希望する医師に対しての積極的な招聘活動などに取り組みながら、常勤医師の確保に努めてい

く考えであります。

次に、1月3日に実施した特別外来についてご報告いたします。

当日は、内科、外科、整形外科、産科婦人科、小児科の5つの診療科が診療を行い、合計患者数は300名を超える外来診療を行いました。

救急車7件、時間外を含む当日の入院患者の受入れは17件となり、感染症の流行期であったことなどから、当初の想定を上回る、多くの患者さんの診療を行ったところであり、当地方の中核的な医療機関としての役割を担っていることを改めて実感したところであります。

次に、当院の分娩料及び初診に関する保険外併用療養費の見直しについてであります。

今回の見直しにあたっては、近年の物価高騰などの影響や他の医療機関での動向等を総合的に勘案しながら見直しを行ったところであります。

分娩料については、現在22万円であり、当院の産科婦人科診療が再開した平成29年時に設定した使用料であること、また、初診に関する保険外併用療養費については、現在1,500円であり、平成16年に設定以降同額であるため、今回分娩料を26万円に、初診に関する保険外併用療養費を3,000円とする使用料及び手数料条例改正案を今期定例会に提案したところであります。

なお、分娩料については、条例に関する施行規程により、構成市町村の住民の方々に対しましては、2万円の減免措置を講ずる考えであり、可能な限り負担軽減を図る考えであります。

次に、今年度の病院事業の概要についてご報告いたします。

本日配付しております「財務報告」をご覧ください。

「財務報告」の「前年度累計比較」の欄をご覧ください。

いずれも2月までの実績ではありますが、「1. 運営状況」の、入院延患者数は、6万3,450人であり、前年度比4,679人の増となっています。

また、「入院」の1人当たりの平均診療単価は52,953円であり、前年度から97円の減となっています。

外来の延患者数は、8万7,772人であり、前年度比3,563人の増となっており、その平均診療単価は、14,679円であり、前年度を52円上回っています。

次に、「２．損益状況」をご覧ください。

医業収益では、１１カ月の実績で、前年度比で４億３６８万２千円の増収となる、５３億８，９２０万７千円であり、一方、物価高騰などにより支出額も増加し、医業費用についても、２億７４９万１千円増加しているため、医業損益は５億４，１７０万７千円の損失となりましたが、前年度と比べ１億９，６１９万１千円を改善しております。

この後、ご審議いただくこととなりますが、新年度予算（案）につきましては、診療体制の充実を図りながら患者数の増加に取り組み、コロナ禍前の通常の診療実績を目指して予算編成に取り組んだところでありますが、物価の高騰や人件費の上昇などが見込まれており、収支均衡が図れない大変厳しい予算編成となったところであります。

予算書及び「予算対比表」をご覧ください。

予算書第２条の業務の予定量であります。

業務計画の基本であります患者数と診療単価につきましては、今年度実績を勘案するとともに、新年度における診療体制の拡充などを踏まえて、患者数や診療単価などを見込んでおります。

はじめに、入院においては年間患者数を８万３００人、一日平均患者数を２２０人、病床稼働率は７８．９％及び診療単価を５万３，６００円としています。

外来では、年間患者数を９万９，２２０人、一日平均患者数を４１０人とし、診療単価は１万４，８００円とするものであります。

次に、第３条の収益的収入及び支出についてであります。

医業収益については、６８億５，９３１万４千円を見込んでおり、前年度予算比２億９，４６４万４千円、４．５％の増であります。

一方、医業費用については、７４億１，４６６万６千円を見込んでおり、前年度予算比４，５２０万６千円、０．６％の増に抑えて計上しております。

「予算対比表」をご覧ください。

医業と医業外損益を併せた経常損益では、２億４，０５１万１千円の支出超過ありますが、前年度予算比２億７，４９１万７千円の改善となる予算を編成したところであります。

次に、組織の再編についてであります。

今年度の診療報酬改定や近年の物価高騰などの影響により、当院の経営状況が大変厳しい状況にあることを踏まえ、早期に持続可能な経営基盤を確立する必要があると考えています。

このため、これまでの「経営企画室」と「医療情報管理室」を統合し、専任の職員を配置する「経営戦略室」を新年度から新たに設置する考えであります。

また、地域における中核的な医療機関としての機能を強化するため、「地域医療連携室」を「医療安全管理室」などと同様に院長直轄の組織として、機能の充実に図る考えであります。

令和7年度は「公立岩瀬病院経営強化プラン」の2年目であり、様々な経営課題に取り組みながら、地域の中核医療機関として、安定した質の高い医療の提供に努めるとともに、持続可能な経営基盤の確立を図るため、医業収益の確保と、支出の削減に向けた取り組みをさらに強化し、地域住民から「選ばれ、選ばれ続ける病院づくり」に取り組んでいく考えであります。

今期定例会には、ただ今申し上げました「令和7年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を含め、5件の議案を提案しております。詳細につきましては、このあと事務長から説明いたしますので慎重にご審議のうえ、すみやかな議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石堂正章）

事務長。

○事務長（塩田卓）

ただいま議題となっております 議案第1号から議案第5号までの議案5件につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、「議案第1号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についてであります。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役や禁錮刑」が、新たな自由刑「拘禁刑」として単一化されたことに伴う、関係条文の整理に関する条例であります。

改正が必要となる条例は、第1条として、「公立岩瀬病院企業団職員の分限に関する条例」、第2条として、「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例」、第3条として、「公立岩瀬病院企業団個人情報の保護に関する法律施

行条例」、さらには、第4条として、「公立岩瀬病院企業団個人情報審査会条例」、のそれぞれの条例の規定中の処罰を「禁錮又は懲役の刑」などから、「拘禁刑」に改める必要が生じたものです。

なお、附則、第1条により、施行期日を、刑法等の一部を改正する法律の施行の日としており、実際には令和7年6月1日を予定しております。

また、附則、第2条として、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるとする経過措置を定めております。

次に、「議案第2号公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

新旧対照表をご覧ください。

第4条において、企業長の期末手当について規定しておりますが、令和6年度に、福島県などで行なわれた改定に準じ、令和7年度から年間0.1月分を増額するため、6月及び12月の支給月数を、現行の100分の145から、100分の150に改めるものです。

また、附則2項において、企業長の給料月額につきましては、毎年度10%減額する措置を実施しておりますが、引き続き、令和7年度もこの減額を継続するものであります。

次に「議案第3号公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

こちらも新旧対照表をご覧ください。

当企業団職員の給与につきましては、その多くが給与規程により定められておりますが、令和6年度の福島県などの改定に伴い、当企業団条例の整理が必要になったものであります。

改定の主な内容は、第9条、扶養手当において、配偶者に対する扶養手当を廃止することや、第18条、管理職員特別勤務手当については、2項に規定する支給対象時間帯の拡大などのほか、公立岩瀬病院企業団職員の育児休業等に関する条例において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、同法の規定を引用する部分休業の承認に係る規定などの改定を行うものであり、施行期日は令和7年4月1日としております。

なお、扶養手当につきましては、条例に関する施行規程により、経過措置を設

け、段階的に改定することとしております。

次に、「議案第4号公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」についてであります

新旧対照表をご覧ください。

別表中、第7項、産科・婦人科領域の（1）分娩料を改定前の「220,000円」から「260,000円」に改めるもので、本件は、周知期間を設け、5月1日から施行するものであります。

当該料金の設定は、産科婦人科診療の再開当初の平成29年から8年が経過し、物価高騰などの影響もあり、全国の分娩施設分娩料の水準を勘案し、増額改定するものであります。

なお、今回の改定に合わせ、「使用料及び手数料条例施行規程」により、料金の減免措置を講ずる考えであり、企業団を構成する市町村の住民の方々は、改正後の分娩料「260,000円」が「240,000円」となり、「20,000円」減免されることとなります。

次に、第18項、保険外併用療養費（1）初診に関するものを改正前の「1,500円」から「3,000円」に改めるもので、本件も周知期間を設け、5月1日からの施行とするものです。

本件は、200床以上の入院病床を有する医療機関に算定が義務付けられているもので、現在、県内の医療機関の多くが、「7,000円」の設定に引き上げており、当院においても、当院での診療状況などを総合的に勘案しながら対応する考えであり、今回の改定では「3,000円」に増額するものです。

なお、当該保険外併用療養費は、救急や紹介状をお持ちの紹介患者からは徴収しないものであり、地域連携の観点からも、診療所などの1次医療機関から、ご紹介をいただく2次医療を提供する200床以上の病院としての役割を担うため、地域医療の連携を強化することを目的の一つとして、改定するものです。

次に、「議案第5号令和7年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についてであります。

地方公営企業法第24条第2項の規定に基づき、議会のご承認を得るものであります。

予算書1ページをご覧ください。

第2条及び第3条につきましては、企業長からご説明致しましたので、それ以外について、ご説明いたします。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、設備投資や借入金返済とその資金調達を示しております。

第1款、資本的収入、第1項、出資金、2億4,762万2千円は、これまでの建設改良費の元金償還に係る構成市町村の負担分です。

企業団が実際に支払う償還金の元金総額は、第1款、資本的支出、第1項、企業債償還金、5億1,801万3千円であります。

また、資本的収入の第2項、企業債、1億5,000万円は、資本的支出の第2項、建設改良費と同額を計上しており、医療機器等を購入する経費であります。

1ページ目、資本的支出第3項、他会計からの長期借入金償還金5,031万2千円は、須賀川市からの借入金5億円に対する償還額であり、平成30年度から10ヶ年の計画で償還しているところです。

次に、2ページの第6条の一時借入金は、限度額を前年度と同額の4億5千万円とするものです。

第8条には、議会の議決なしには流用ができない経費として、職員給与費及び交際費の予算額を計上しております。

次に、第9条が補助金であります。構成市町村からご負担をいただくものとして、(1)が出資金です。(2)他会計繰入金で周産期医療を含む不採算医療等の繰入金です。(3)他会計負担金が、企業団と附属高等看護学院の運営費に対する分賦金と企業債償還金利子分です。

最後に、第10条のたな卸資産の購入限度額を新年度は8億7千万円としております。

3頁からは、病院事業会計予算実施計画として収益的収入及び支出からそれぞれの明細を記載しております。

次に、10頁をご覧ください。

令和6年度の予定損益計算書について、ご説明いたします。

現時点における令和6年度決算見込みにつきましては、年度内の損益が確定していないことや、期末決算整理による損益調整も必要なこと等から、あくまでも見込みであることをご了承願います。

令和6年度は、入院及び外来患者数は増加傾向にありますが、コロナ禍前の水準を下回る状況が続き、診療報酬改定の影響などから診療単価は計画を下回り、医業収益の確保が厳しい状況にある一方で、物価高騰や、人件費なども増加傾向にあり、支出額が増加しております。

この結果、現段階では、1. 医業収益の合計が、60億1,983万9千円に対し、2. 医業費用の合計が、66億9,797万5千円であり、医業損益は6億7,813万6千円の損失を見込んでおります。

3. 医業外収益と、4. 医業外費用を加えた、経常損益でも、5億8,913万7千円の損失となる見込みであり、当年度純損益では、5億8,706万5千円の損失を見込んでおります。

次に、予算書15頁をご覧ください。

15頁には、令和7年度の病院事業会計予定資金計画により、資金残高の見込みをお示ししております。

資金繰りにつきましては、令和6年度の決算見込額を掲載しておりますが、年度末の差引で約9億7千万円を見込んでおり、現段階では令和7年度末は、約5億1千6百万円の資金残高となる見通しであります。

今後、2月、3月の業務成績の確定を待って、年度末整理などの処理を行い、決算を確定させた後に改めてご報告させていただきます。

以上、議案5件の提案理由及びその内容についてご説明させていただきました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（深谷政憲）

これより、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、議案第1号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（深谷政憲）

次に、議案第2号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、議案第２号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（深谷政憲）

次に、議案第３号「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、議案第３号「公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（深谷政憲）

次に、議案第４号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

８番柏村修吾議員。

○８番（柏村修吾）

分娩料を２２万円から２６万円、保険外併用療養費を１，５００円から３，０００円に改定する根拠について、詳しく教えていただきたい。

○議長（深谷政憲）

ただ今の８番柏村修吾議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

企業長。

○企業長（石堂伸二）

分娩料につきましては、分娩施設をつくる際に福島病院の料金に合わせ設定しておりました。分娩料は自由診療の一部であり、他の病院も高い料金設定としている状況や、物価高騰で資材等も高騰していることから、今回分娩料を改定したいと考えております。ただ、４万円の増額改定は患者さんの負担も大きくなることから、構成市町村の住民の方々に対しましては、２万円の減免措置を取ることとしております。

保険外併用療養費につきましては、平成１６年から費用を据え置いてきましたが、現在ほとんどの病院が７，０００円の設定となっております。保険外併用療養費は、紹介状を持参される方からは徴収しないものであり、１次医療機関と２次医療機関の連携や役割分担をしっかりと行うため、改定するものです。患者さんに費用負担を過度に求めることはできませんので、今回１，５００円から３，０００円としますが、今後の料金設定については状況を勘案しながら対応していく考えであります。

○議長（深谷政憲）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、議案第4号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（深谷政憲）

次に、議案第5号「令和7年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番安藤礼子議員。

○3番（安藤礼子）

18ページ、級別職員数の医療職（三）は看護師のことだと思うのですが、この合計人数が令和6年に263人、令和7年では254人と年々減っており、これが看護必要度、看護体制が7対1から10対1に下がった理由なのか伺いたい。

○議長（深谷政憲）

ただ今の3番安藤礼子議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（塩田卓）

お話しいただいたとおり、医療職（三）に該当する職種として、看護師、保健師、助産師が該当となっております。

令和6年6月に行われた診療報酬改定に伴い、医療の必要度・重症度についての評価項目が厳しくなり、当院の現在行われている医療の評価としては、急性期入院料1の7対1の看護体制が厳しい状況となっていることは事実であります。現状としては、看護体制10対1相当となる入院料2の届け出を行い算定している状況です。今後、患者数を増やし、退職者等の補充もしながら、状況に応じて届け出を変更して対応していく考えであります。

○議長（深谷政憲）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、議案第5号「令和7年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（深谷政憲）

次に、日程第8、議員提出議案第1号を議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

9番 小林政次議員。

○9番（小林政次）

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮刑が新たな自由刑（拘禁刑）として単一化されたことに伴い、公立岩瀬病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要があり、提案するものであります。

○議長（深谷政憲）

これより、議員提出議案第1号「公立岩瀬病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

討論なしと認めます。

これにて、討論を終結いたします。

○議長（深谷政憲）

これより、議員提出議案第1号「公立岩瀬病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深谷政憲）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和7年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

令和7年3月28日 午後2時53分 閉会